

@図書館協会 学校図書館部会

80分で学ぶ  
図書館・教育利用  
と著作権

福井健策

弁護士（日本、ニューヨーク州）  
神戸大学大学院・日本大学芸術学部・iU  
客員教授

Twitter : @fukuikensaku

# (復習) 作品利用と著作権

利用類型	著作権 (文芸*・講演・映像・音楽*・美術*・写真等)	著作隣接権 (俳優・ダンサー・演奏家*等)	著作隣接権 (音源)	主な例外 全利用について:30条の2 映り込み、32条引用等
複製(撮影・デジタル化・サーバ蓄積 ほか)	○	△(映画の著作物への録音・録画許諾で消滅)	○	31条図書館等デジタル化、47条の5検索・解析用アーカイブほか
上演・演奏・上映・口述	○	×	×	38条非営利上演・演奏・上映等
放送・有線放送	○	△(映画・レコードなどへの〃)**	×**	
ネット配信 ※イントラネット、限定公開?	○	△(録画の許諾や映画への録音許諾で消滅)	○	31条図書館等への送信、35条非営利授業での送信、ほか
現物提示	美術等原作品は○	×	×	45条所有者の展示
貸与	○	○	○	38条非営利貸与

○: 権利者に禁止権あり=許諾必要、×: 禁止権なし。

\*権利者団体があり、権利者を見つけやすかったり、利用ルールが存在する場合がある。\*\*レコードの放送については報酬請求権あり。\*\*\*全般に、未公表作品の公開利用は要了解。

# どんな無断利用が禁止されるか

- ① 複製権：印刷、コピー、録音、録画などで著作物を複製
- ② 上演権・演奏権：公衆に聞かせるための上演・演奏 ※スマホ再生、音楽教室は？
- ③ 上映権：公の上映
- ④ 公衆送信権：放送・有線放送したり、インターネットにアップロードしたりして、公衆に伝達 ※SNS、投稿、メルマガは？

# どんな無断利用が禁止されるか

⑥ 展示権: 美術・写真の原作品の展示

※ポスターや雑誌の展示は？

⑧ 譲渡権: 原作品又は複製物を公衆に譲渡

※限定グッズ・非売品をメルカリに？

⑨ 貸与権: 複製物を公衆にレンタル

⑩ 翻訳権・翻案権等: 真似て似た作品を制作

※同人誌・コスプレは？

⑪ 二次的著作物の利用権

# 許可のいない例外とは？-1

- 私的な複製(30条): 個人的・家庭内等で使用する  
ために、使用する本人が複製できる  
※違法にアップロードされた音楽・映像を知らずダウンロードするのは違法⇒**全著作物に拡大**(2021～)
- **軽微な写りこみ**(30条の2)
- **図書館等での資料デジタル化等**(31条)⇒後述
- 引用(32条): 公表作品であること、明瞭な区別、説明の補足レベル、改変は禁止、出典記載などに注意 ※書影の引用は？
- 授業での利用(35条): 非営利の教育機関で、授業の過程で必要な限度で複製・**公衆送信**可⇒後述

# 許可のいない例外とは？-2

- ・視聴覚障害者等のための複製等 (37条、同2)
- ・非営利の演奏・上演・上映・口述等 (38条1項): ①  
営利を目的とせず、②提供の対価を受けず、③  
実演家等が無報酬なら可
- ・非営利の貸与 (38条4項・5項) ※本の付録DVDは？
- ・美術・写真の展示に伴う複製等 (47条): 原作品の  
展示者は、観覧者のための解説・紹介のために  
複製・上映・自動公衆送信など可能
- ・書籍検索のような「所在検索サービス」やそのためのデータベース化など (47条の5)

黄色マーカー: 2018年以後に範囲拡張

# 図書館アーカイブ規定の到達点

・図書館等：施行令1条の3で①公共図書館、②大学図書館、③公立の美術館・博物館、④文化庁長官指定の施設など + 司書やそれに相当する職員設置が条件

※学校図書館、専門図書館、病院図書館、専修学校(看護学校)図書館等は？ 公益財団法人立は？

・図書館等は所蔵資料を保存のために複製可能(31条1項2号)

⇒「原本類や、絶版その他一般に入手困難な図書館資料\*は良好な状態でもデジタル化可能」「媒体の旧式化に際した変換も可能」(文化審議会2015年)

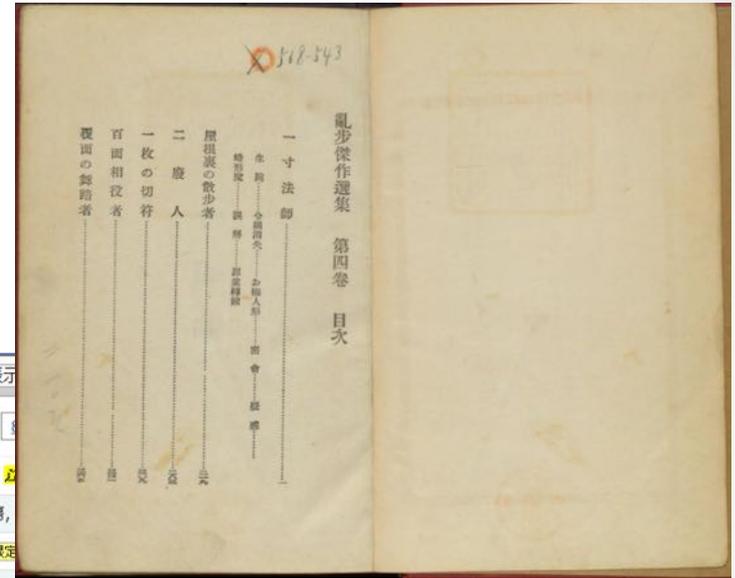
⇒端末等での館内閲覧(=上映)可(38条1項)

・国会図書館から他の図書館等に配信も可(31条3項ほか)

\*\*現在153万点強、全国1,341館参加(22/2現在)

⇒全国図書館・博物館・美術館のネットワークアーカイブ可能

# 図書館アーカイブ規定の成果



検索結果(293件中 1-20件表示) 20件ずつ表示

1	<a href="#">D坂の殺人事件</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> (春陽文庫; 第1098) / 江戸川乱歩
2	<a href="#">D坂の殺人事件</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> 江戸川乱歩 著 (静書房)
3	<a href="#">Yume no satuzin : Rômazhi hitorijeko</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a>
4	<a href="#">赤い館の怪事件</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a> <a href="#">図書</a> (少年少女世界探偵小説全集; 12) / ミルン 原作[他] (講談社, 1957) <a href="#">目次・巻号</a>
5	<a href="#">赤い妖虫</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a> <a href="#">図書</a> (日本名探偵文庫; 12) / 江戸川乱歩 著[他] (ポプラ社, 1956) <a href="#">目次・巻号</a>
6	<a href="#">赤い妖虫</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a> <a href="#">図書</a> (名探偵シリーズ; 7) / 江戸川乱歩 著[他] (ポプラ社, 1967) <a href="#">目次・巻号</a>
7	<a href="#">悪魔の紋章</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> 江戸川乱歩 著 (誠ノ宮書房, 1949) <a href="#">目次・巻号</a>
8	<a href="#">あばかれた秘密</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a> <a href="#">図書</a> (世界推理小説文庫; 11) / ランドン 原作[他] (ポプラ社, 1963) <a href="#">目次・巻号</a>
9	<a href="#">暗黒街の恐怖</a> <a href="#">国立国会図書館/図書館送信限定</a> <a href="#">図書</a> (世界名作探偵文庫) / マッカーレー 原作[他] (ポプラ社, 1955) <a href="#">目次・巻号</a>
10	<a href="#">暗黒星</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> 江戸川乱歩 著 (文芸図書出版社, 1952) <a href="#">目次・巻号</a>
11	<a href="#">暗黒星</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> (名探偵明智小五郎文庫; 7) / 江戸川乱歩 著[他] (ポプラ社, 1958) <a href="#">目次・巻号</a>
12	<a href="#">一寸法師：探偵小説</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> (前田文庫; 1) / 江戸川乱歩 著 (前田出版社, 1946)
13	<a href="#">一寸法師</a> <a href="#">図書</a>  (亂歩傑作選集; 第4巻) / 江戸川乱歩 著 (平凡社, 1935) <a href="#">目次・巻号</a>
14	<a href="#">一寸法師</a> <a href="#">国立国会図書館限定</a> <a href="#">図書</a> (名探偵明智小五郎文庫; 12) / 江戸川乱歩 著[他] (ポプラ社, 1959) <a href="#">目次・巻号</a>

左から:国会図書館デジタルコレクション、同「江戸川乱歩」、同インターネット公開『一寸法師』(1935、平凡社)

# 「図書館等送信」事業の現状

## ①「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」(2008～)

2012合意:

- ・「入手困難な資料」とは、流通在庫なく商業的に電子出版されていないなど図書館等で購入困難な資料。オンデマンド出版中はあたらず
- ・マンガ、商業出版社の雑誌、管理事業者が著作権管理している雑誌 ⇒送信は留保・除外
- ・出版計画や著作者の停止要請があればオプトアウト

## ②現時点では図書に類するもの以外は事実上対象外

※録音資料・映像資料に係る関係者協議(2014～、2015～):

「送信は当面留保」

# 図書館等での複写サービスの現状

①図書館等では、②所蔵資料である公表著作物の③一部分\*  
（発行後相当期間\*\*経た定期刊行物に掲載の記事等は全部）  
を、④利用者の調査研究のため、⑤非営利目的で⑥一部複製  
提供可（31条1項1号）

\*「一部分」:基本的に1作品・1論文・1記事・1首・1曲を単位に、半  
分以下（2012年「公立図書館複写サービスガイドライン」等）。一  
定の写り込みは許容

\*\*週刊・月間・隔月刊では次号刊行まで

⇒病院図書室が申し込めるか？教育利用のためのコピー提供  
は？

・公共・大学図書館の約90%が複写サービスを実施、このうち、  
セルフ式コピーの導入館が約47%、郵送サービスは約50%

\*複製主体は図書館(≠利用者)

# 図書館関連の2021年改正

## 1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

### ① 国立国会図書館による 絶版等資料のインターネット送信

- 国立国会図書館が、絶版等資料（※）のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても送信できるようにする。

（※）絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料

<現行: 図書館等にのみ送信可能>



### ② 各図書館等による 図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。

（※）正規の電子出版等の市場を阻害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなど

<現行: 紙での複製・提供のみ可能>



※権利者への補償金支払い義務あり

文化庁説明資料より。施行: ①は公布から1年以内、②は2年以内の政令で定める日

# 図書館・博物館での撮影・拡散

- ・施設内での撮影・録画など禁止できるか
- ・コンサート等は、販売規約には記載⇒規約の有効性、入口掲示で補完可か？
- ・著作権・肖像権に基づき禁止できる？⇒私的撮影を完全に止められるか
- ・施設管理権に基づく制止⇒迷惑行為や展示の妨げならば可能

※「携帯用機器等による私的複製を制限できる」（前記ガイドライン）

- ・SNS拡散は？⇒公衆送信にあたる場合が多い

※現実にどこまで抑止するか（オープン・クローズ戦略）

# 教育利用とSARTRAS①

## 授業目的公衆送信補償金制度で何が変わったのか（開始後）



この制度が開始されることで、利用者は「その他の公衆送信全て」を無許諾・有償で行えるように。

### 無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

#### 複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

#### 遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



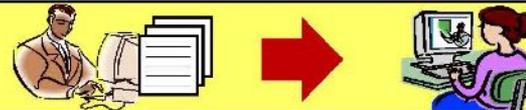
### 無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

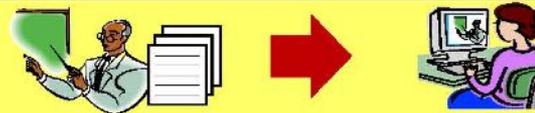
平成30年の改正範囲

#### その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信  
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業

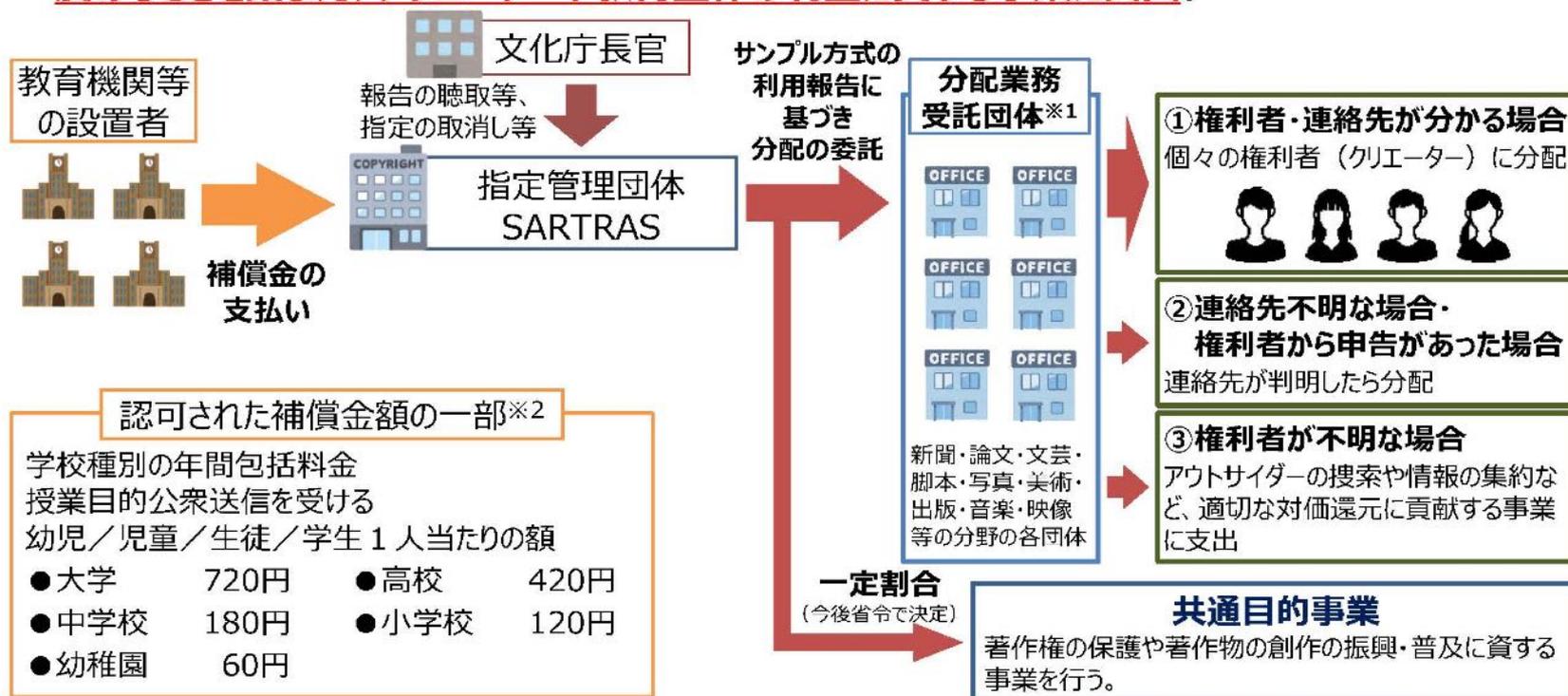


※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

# 教育利用とSARTRAS②

## 補償金の分配スキームの概要

- 令和2年度内の早期に**分配規程を含む業務規程**が指定管理団体から文化庁に届出される予定。
- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。権利者に分配できない場合が**一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出**。



※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。

# 教育利用とSARTRAS③



## 著作権法第35条運用指針の主な内容

- 授業を目的とする著作物利用についての著作権法の解釈に関するガイドラインを下記のような例示を含めて「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が策定し、公表。

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担当する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

14

⇒課題としてのコンクールへの出品は？絵本一冊のオンライン読み聞かせは？

# (まとめ) 著作権の考え方

①「著作物」の「利用」か NO ⇒利用可能

↓YES

②利用を許す例外規定はあるか YES ⇒利用可能

↓NO

③権利は存続中か NO ⇒利用可能

↓YES

④権利者・管理者と連絡可能か YES ⇒連絡・条件協議

↓NO

⑤利用裁定が得られるか YES ⇒申請へ

↓NO

⑥(プロジェクトの見直し検討)

※権利は「リスク・メリットのバランス」を常に考える

# 利用円滑化への更なる歩み

- ①権利情報データベース、権利の集中管理の促進
- ②権利者による意思表示の容易化
- ③一元的な窓口組織による利用者探索  
⇒非営利・無償作品、意思表示無し、無回答作品の利用可能化(アウトオブコマース作品ほか)⇒ECL(拡大集中許諾)へ?
- ④利用裁定制度の抜本的な改善  
⇒事前供託金不要化、民間委託など
- ⑤保護期間の明確化 ⇒終了推定規定 (以上、基本小委)
- ⑥研究目的など権利制限規定の拡充 (法制小委)
- ⑦肖像権基準の明確化  
⇒参照: デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」